

救援運動の再建と政治犯の釈放(2)

梨木作次郎氏に聞く

はじめに

- 1 大原社研の治安維持法裁判資料
- 2 3・15, 4・16事件の公判闘争(以上519号)
- 3 敗戦と救援団体の再建(本号)
- 4 政治犯の釈放

2 3・15, 4・16事件の 公判闘争(続)

『日本共産党闘争小史』について

梨木 大月書店の国民文庫に、市川正一著『日本共産党闘争小史』(1954年)という本があるのをご存じですか。

ええ、知っています。

梨木 あの本は、1929(昭和4)年の4・16事件で検挙された市川正一さんが1931年7月に行われた統一公判において、日本共産党を代表して結党の歴史や活動について述べたのをまとめたものなんです。

市川さんの代表陳述は確か5回に及んでいましたね。弁護団では市川さんの陳述をはじめ、法廷委員の代表陳述を速記に取って、これを起こしてまあ何十部か謄写刷りで印刷しました。私も弁護人の一人でしたから、何人かの陳述書をもっておりました。大原研究所にあるのは、たぶん救援弁護士団が保存用としてもっていた、いわば原本といってよいでしょう。

繰り返しになりますが、3・15, 4・16事件の公判で私らは「統一・公開」の方針で臨みました。代表となった被告が、すなわち獄中の法廷委員が代表して陳述を行い、その代わり個人はせいぜい戸籍名、略歴、入党した動機、そんな程度のものでよいだろう、ということで公判に臨んだのです。

統一公判とこれに伴う代表陳述という裁判形態は、日本の裁判史上、画期的な出来事といってよいだろう。これは新しい裁判の形態なんですよ。

このことがどんなに重要な意味をもつかについては、戦後における大衆裁判のモデルとなっているのです。たとえば松川裁判であれ、私が関係したイタイタイ病裁判や北陸スモン病裁判であれ、被告や被害者が大勢いて、大衆的で大規模な裁判を展開するばあいの模型図となっているからなんです。公害裁判をはじめ、現在このような裁判における公判闘争では、みな代表陳述という形で行っているのです。

当時、被告に対して世間では“非国民”と呼び、彼らはあたかも強盗や火付け屋のように思

われていました。統一公判において弁護団は、これは日本共産党の方針でもあったわけですが、彼らが労働者と農民の解放のために真摯にたたかっているのであり、このことを獄外の国民にひろく知らせよう、あるいは法廷内における陳述を国民にひろく知ってもらおう、という方針を立てたのです。

それで、じゃあ公判闘争で行う日本共産党の代表陳述をどのような形で国民に知ってもらうのか、ということが問題となりました。傍聴するにも人数に制限があります。いま先生が録音しているようなカセットテープなど、当時は無かったのです。

そこで救援弁護士団では、法廷委員の代表陳述についてはすべて速記をとって記録に残すことにしたのです。そしてこの速記を起こし、多少補正を試み、これを雑誌あるいは本などにまとめて発表することを考えたのです。これは救援弁護団のアイディアで、上村(進)さんの発案だったと記憶する。

初めて知りました。

梨木 これもほとんど知られていない。さいわい当時、蓬田武(よもぎだ・たけし)という弁護士がおりました。彼はいまも健在で、音信があります。蓬田さんは早稲田大学に在学中、当時、速記界では権威があった早稲田式速記を学んで資格をとり、帝国議会の衆議院に勤めていたという経歴の持ち主です。

蓬田武さんは治安維持法の裁判の歴史上、まことに貴重な存在です。もし蓬田さんが速記者の資格を得ていなかったら『日本共産党闘争小史』は存在しなかったと思いますね。市川さんの陳述の前に佐野学、鍋山貞親が、そしてのちに徳田球一さんらが日本共産党の組織、政策、運動についてそれぞれ代表陳述を行っています。これらの陳述も蓬田さんによって速記されたのです。

これら蓬田武さんのことについては、国民文庫の本でも紹介されていない。原典となった暁書房刊(1946年)の本でも紹介されていない。それでこの機会を利用して先生に申し上げた次第です。

関連して、私自身、恥じ入ってしまう話をします。先ほど言いましたが私自身、日本共産党の幹部が行った代表陳述書の一部について、戦時中における焼失を免れ、戦後も大事にして手元においておりました。

私は1947年10月に金沢市に引っ越しています。そして、いろいろな裁判闘争にタッチしていますと関連の本も資料もたまります。部屋もだんだん狭くなりました。あるとき家族が古くて不要だろうと思った本などを処分し、陳述書もその中に紛れ込んでしまう結果となったのです。

ところが、たまたま日本国民救援会の会員が東京で古本を漁っていて、偶然に私がもっていたその陳述書を買って求めました。救われましたね。これには後日談がありまして、「一体誰がこんな大事な陳述書を売り飛ばしたのか。あっ、これは梨木から出た」ということがわかったのです。その彼がある会で「梨木さんがお持ちの3・15、4・16事件公判のときの代表陳述書、私が持っていますよ」と言われ、私は息を飲むほどびっくりしました。

面白い話ですね。

梨木 だが恥じ入る話でもある。

森正著『治安維持法裁判と弁護士』

梨木 私は、名古屋女子短大教授の森正(もり・ただし)先生に大変感謝しているのです。6、7年前、確か1981年の師走に森先生がここ(金沢合同法律事務所)に来られ、3・15、4・16事件の公判闘争や、1933年9月における日本労農弁護士団の一斉検挙についてこまかく聞か

れました。

森先生は、予審調書のほとんど全部に目を通され、さらに宮城（実）裁判長や司法省、検察当局の資料、滝沢（七郎）さんらのモップルに関する資料、大原研究所が所蔵されている当時の文献をよく調査され、『治安維持法裁判と弁護士』（日本評論社、1985年）という本を出版されました。現在、治安維持法事件の研究では森先生のこの本が一番詳しく、第一級の研究書といってよいでしょう。

治安維持法裁判について、これまでは資料面の裏付けをとってまとめた本格的な研究書はなかったのです。

もちろん弁護士が書いた本はたくさんありますよ。たとえば現在、自由法曹団の団長をされている上田誠吉さんが『裁判と民主主義』（大月書店、1978年）という本を出版され、治安維持法裁判について言及しています。上田さんは常々「私はジャーナリストになりたかった。文筆業を考えたこともある」と言っているくらいとても筆が立つ。話もうまい。大勢の人を前にした講演会やシンポジウムなどのときの上田さんの話は聴衆を魅了する。

さらに、上田さんは『昭和裁判史録 治安維持法と法律家たち』（新日本出版社、1983年）という本も出しています。しかし上田さんは実際に3・15、4・16事件の公判闘争に参加していないし、二冊とも資料面では多少手薄なんです。

去年（1987年）の2月、救援弁護士団のメンバーで年齢が一番若かった青柳盛雄さんが『治安維持法下の弁護士活動』（新日本出版社）という本を出しました。これは『文化評論』に連載したものをまとめたもので、研究書というより、証言集ないし回顧録のようなものなんです。

私は正直のところ、実際に救援弁護士団のメ

ンバーだった人が当時の資料を多用してきちんとしたものを書くべきであろう、と思っておりました。私は法律の実務者であって、学者先生のように原稿を書くことはできない。これ（前出『ある法廷からみた昭和史』）だって、先生がお読みになれば批評もあるでしょう。

森先生は研究者で、憲法学者です。この本は3・15、4・16事件における公判闘争の問題点を含めて、治安維持法事件とその裁判の全容をまことに詳しく、時間の流れのなかで明らかにしております。この本は労作です。大変すばらしい。先生は『治安維持法裁判と弁護士』をお読みになりましたか。

ええ。

日本労農弁護士団事件

梨木 憲法学者としての森先生の関心は日本労農弁護士団事件の分析にあったようです。あの事件が日本の裁判史上、あるいは日本の民主主義や社会運動史上どういう意味をもっているのか、このことの解明にねらいがあったようです。忘れないうちに言っておきたいことがあります。

何でしょうか。

梨木 先年、大原研究所では『社会・労働運動大年表』（労働旬報社、全4巻、1986年）を出しましたね。私も買い求めました。ときおり頁をめくったりしていますが、眺めるだけで有益で、今回も使わせてもらいました。とにかく便利な年表です。

けれども大年表には解放運動犠牲者救援弁護士団の結成（1931年4月29日）も、日本労農弁護士団の結成（1933年1月29日）も載っていないのです。また1932年8月に救援会を中心に合法左翼団体が結成した解放運動犠牲者無罪要求労農協議会（略称・無罪要求の会）も出ていない。救援弁護士団関係ではただ一つ、1933年9

月13日に起きた事件について「布施辰治ら労農弁護士団17人検挙される」と紹介されているだけです。

第2巻や第3巻の年表では労働事件や労働判例がやたらと詳しい。戦前編の第1巻において治安維持法裁判や救援会、救援弁護士団、労農弁護士団などの活動について配慮されていないのは残念です。

僕はあの『社会・労働運動大年表』では第2巻、すなわち1945年8月15日から1964年12月までの時期の編集を担当しました。年表のばあい、事項の採録は研究の進展や研究書の出版事情に規定される面があります。さいわい大年表は再版されました。3版のときには採録するように努めます。

梨木 戦前編の年表では、ほかにも何故これが入っていてあれが入っていないのか、という事項がたくさんありました。

ご教示、ご指導をいただいて改訂を重ねて参りたいと思います。

梨木 さて、森先生のこの本(前出『治安維持法裁判と弁護士』)では、第一章で日本労農弁護士団の一斉検挙事件について結成を含めてその経緯を紹介し、第2章以降ではこのときに検挙された弁護士が全員、3・15、4・16事件の弁護人であり、私らが公判にどう対応したのかという構成で述べています。名古屋大学に憲法学者では高名な先生がおりますね。

長谷川正安先生でしょうか。

梨木 そうです。森先生は長谷川正安さんのお弟子さんのようです。森先生の話では、長谷川さんが大学院のゼミで、日本労農弁護士団の検挙事件が日本の民主主義にとってターニングポイントになっていて、日本の民主主義があの事件を機にほとんど封鎖・封印されてしまい、日本が歯止めのない戦争に突入した一つのきっかけになっている、と言われて研究を始めたこと

のことでした。

日本労農弁護士団は救援弁護士団を母体に全農全国会議派の顧問弁護士団と合同して生まれた団体です。全農全国会議派、これは農民運動の左派です。しかし全農全国会議派の弁護士団は布施辰治さんや上村進さんも名を連ね、大森詮夫さんや河合篤さんが中心となっていた弁護士集団でした。けれども実際は救援弁護士団が母体となって結成したもので、実態は同一組織とってよいかも知れない。

1933年9月13日の日本労農弁護士団員に対する一斉検挙事件は、弁護活動それ自体、治安維持法に違反するとされたのです。

この本(梨木著『ある法廷からみた昭和史』1988年)にも書きましたが、私らの弁護活動は司法活動の一環として合法だったはずです。弁護士が被告と面会し、支援者と打ち合わせを行い、裁判において被告を弁護する活動は弁護士の職務ですよ。

弁護士の職務に対して、あるいは弁護活動それ自体、治安維持法に違反するとして検挙するなんて、こんなむちゃくちゃな話はないだろう。国家権力は合法的に行う弁護活動を日本共産党の目的遂行のためにする行為と判断し、これを否認・断罪したわけです。

私は1933年9月13日朝、麻布・桜田町の小久保時之助弁護士宅で検挙されました。この日、布施さんをはじめ上村進、神道寛次、河合篤、大森詮夫、窪田貞三郎、牧野芳夫さんら17名の弁護士が検挙されました。

この事件では代表陳述を速記するためお願いして入ってもらった蓬田武さんも検挙されました。日本労農弁護士団では先に谷村直雄、角田守平、松岡松平の3名が検挙されています。そして今回の検挙者とあわせて20名の弁護士が検挙されたわけです。

治安維持法事件にタッチされていた弁

護士は、根こそぎ検挙されたわけですね。

梨木 そうです。私は最初は六本木警察署に、のち市川正一さんたちに面会のため毎週通っていた市ヶ谷刑務所に1年2か月も勾留されました。そして1935年12月に懲役2年、執行猶予の判決を受け、弁護士資格を停止されました。布施辰治さんは実刑判決を受けまして、2か年も千葉刑務所に投獄されたのですよ。被告への弁護活動を行ったことで罰せられ、投獄されるなんて…。

日本労農弁護士団事件は、長谷川正安さんが言うように、やはり日本の民主主義にとってターニングポイントとなっていると思いますね。司法の領域でいえば、何よりも治安維持法事件の被告人から自由な弁護人の選任権を奪ったのです。これ以降、治安維持法事件の被告は、国が指定した弁護士でなければ弁護できなくなりました。

実際、控訴審の公判は国が選任した弁護士、すなわち国選弁護人で行われたのです。人権の否定は弁護士も同じで、弁護士自身、みずからの意志で行う弁護活動を封殺されてしまったのです。

公判闘争の問題点

梨木 当時の3・15、4・16事件の公判闘争のあり方について、私は森（正）先生から多分問題があったじゃないか、と指摘されました。

どんな点でしょうか。

梨木 要するに弁護に中身が無いということでしょう。すなわち公判闘争が日本共産党の運動や政策を明らかにすることに傾き、天皇制国家や治安維持法それ自体の問題性、あるいは裁判がすぐれて労働者・農民の思想や階級としての存在を裁くもので、被告自身の問題や彼らの即時・無条件の釈放についても強く訴えなかった、ということだったと思います。

この点、森先生は先に紹介した著書でも指摘しておりましたね。これらの批判・指摘はよく理解できます。けれども私らの弁論には原則的な方針、さらには公判それ自体にも限界があったのです。

先に3・15、4・16事件の公判闘争の方針について述べました。日本共産党の基本方針の一つは、裁判を公開にして、法廷を通じてひろく国民に結党の歴史、組織、政策、活動の全容について知ってもらうことにありました。これは、公判闘争の中核だったモベヒ会議で確認された方針です。

また治安維持法関係の弁護といっても、弁護人の仕事は、被告人に法廷で発言させる機会を裁判所との間で行うとか、公判の準備のため被告人に面会するとか、法廷戦術で打ち合わせを行うとか、そんな程度のものなのです。

弁論において治安維持法の内容を法律的に、あるいは憲法論との関連で問題にするなんてできやしない。国体とは何ぞやとか、目的遂行にあたらぬとか、日本共産党が私有財産制を否定しているのではないとか、このような弁論はできないのです。

宮城（実）裁判長は、弁護人や被告人がいささかでも天皇制の問題に言及すると“公開禁止っ”と叫ぶのです。『日本共産党闘争小史』には“公開禁止っ”とか“発言中止っ”とかの文言は載っていない。けれども、蓬田さんがとった速記の原本にはこの種の宮城裁判長の発言がじつに多かったのです。もし発言中止の指示があれば、弁論も陳述も即中止となります。私らは天皇制の問題にふれないよう、ふれてもぎりぎりのところで弁論を試みなければならなかったのです。

当時も、「何だ当局と馴れ合って。大事なことを言わないじゃないか」という批判がありました。弁論を行うのにも限界があり、私らはぎ

りぎりの合法性のなかで、可能なかぎり日本共産党の姿や活動を国民に伝えたつもりなんです。これは、青柳盛雄さんも蓬田武さんもよく知っています。

このことも紹介しておきます。3・15、4・16事件の弁護団長は布施辰治さんで、幹事長は上村進さんです。

布施さんは弁論に苦勞されたのです。彼の弁論をごく短く言うと、治安維持法の解釈とかの法律論ではないのです。布施さんは被告人が生きるために、あるいは労働者階級の解放のためにたたかって検挙されたのであって、このことが正義であるかどうか裁判所において判断してもらいたい、弾圧するほうが不正義ではないのか、という論理の弁論でした。

布施さんは宮城県石巻市の在の生れです。東北人ですからとてもねばり強い。彼は2時間も3時間もねちねちとこれを繰り返していたのです。布施さんの弁論に、宮城裁判長も検事もいらいらしていましたね。

無産政党的の弁護士

梨木 これは、公判闘争における問題点として少しは関連しますので述べておきます。救援弁護士団や日本労農弁護士団は、法廷委員や被告団が決めた方針にのっとって弁論を行いました。弁護士はあくまでも被告の代理人です。弁護人がその活動において勝手に行ってはならないことは弁護の基本です。だが他方で公判闘争を労働者階級における全体の問題として取り組むばあい、法廷委員や被告の対応にいささかセクト的などころがありました。

どんな点でしょうか。

梨木 法廷委員や被告が公判にあたって、最初から社会大衆党など合法無産政党的に關係していた弁護士の弁護を断ったのです。

戦前における“労農弁護士”は無産政党的と

に張り付く形となっていました。たとえば社会大衆党では三輪寿壮、細野三千雄、松谷与二郎、細田綱吉さんらが、労働農民党では黒田寿男さんや中村高一、武藤運十郎さんなどが張り付いていたと思います。彼らは自由法曹団ではみな一緒です。山崎今朝弥さんは、弾圧犠牲者に対してはどの無産政党的でも団体も弁護していました。これが弁護士の基本姿勢でしょう。

ところが徳田球一さんはじめ佐野・鍋山ら被告団の幹部は、公判の開始にあたって合法無産政党的に属する弁護士は支配階級の手先になっているとしてこれを拒否したのです。これは、裁判闘争を統一戦線の視点で考えたときに大きな問題であったと思いますね。

社会ファシズム論の視点ですね。

梨木 そうです。1920年代半ばのコミンテルンにおける間違った運動方針を採ってしまったのでしょね。日本共産党的のこの方針は、社会民主主義政党的を一面的にしか見ていないといつてよいと思います。

3・15事件までの治安維持法關係の弁護活動は、ほとんど自由法曹団のメンバーがこれを受けもっていました。自由法曹団では無産政党的の左派、右派に關係なく、弾圧犠牲者を等しく弁護していました。

被告団や日本共産党的が、合法政党的に属する弁護士の弁護を拒否する方針を打ち出した結果、布施さんや上村さんらは3・15、4・16事件の弁護にあたる弁護士団を新たに結成しなければならなくなったのです。これが解放運動犠牲者救援弁護士団、略称・救援弁護士団であり、のちの日本労農弁護士団なのです。

3 敗戦と救援団体的の再建

敗戦の報

梨木 1945(昭和20)年8月15日、日本はポ

ツダム宣言を受諾し、満州事変から数えて15年余に及ぶ戦争が終わりました。

私は、満州事変の年の1931年4月から弁護士業を始めました。この間、3・15、4・16事件の統一公判闘争に参加し、このことで治安維持法の目的未遂罪に問われ、1933年9月13日に検挙・投獄されました。そして、1938年に執行猶予が解け弁護士資格を回復しましたが、特高刑事に監視される日々で、弁護士となつてからの15年間はまことに厳しく、一言では言い表わすことはできません。妻や子供たちにも苦勞をかけました。私自身、よくも生き延びたと思っています。

政治犯の釈放について述べる前に、自由法曹団や解放運動犠牲者救援会の再建について紹介しておきます。

8月11日、敗戦の4日前のことです。友人の宮内勇が「おい、重大ニュースだ」と言いながら部屋に飛び込んで来ました。私はその日、用事があって省電の大久保駅に近い西新宿の泉盈之進さんの歯科医院におりました。

泉歯科医院は戦時中、内野竹千代、森田喜子次さんら救援運動の関係者、あるいは藤原春雄さんをはじめとする出獄者の溜まり場になっていました。私もよく泉さん宅を訪ねて、もう敗戦が近いだろうとか、戦争が終わったら救援組織をどう再建するかなどについて話していましたのです。

泉盈之進さんは歯科医師で、熱心な基督者でしたね。彼は、賀川豊彦を信仰と人生の師として仰ぎ、太田慶太郎さんや内野さんとは違う異色の社会運動家でした。彼は賀川さんと同様に事業家肌の人で、間島憺さんらと無産者診療所を経営したり、不動産を所有・賃貸したりして得た収益のほとんどを救援活動につぎ込むという、そういう共産黨員であったのです。

泉さんは戦前以来、解放運動犠牲者救援会の

会員でした。そして、事業経営でトラブルが生じたとき私が法律的な面で手伝うということで彼とは懇意な間柄になりました。泉さんは戦後、再建された救援会の初代の書記長となっています。

さて、宮内勇さんが部屋に入って来るや、私と泉さんに「昨日の御前会議でポツダム宣言の受諾が正式に決まった。日本は間もなく降伏する」と伝えたのです。これは、昭和天皇の終戦の詔勅が放送される4日前のことです。宮内さんは日本の無条件降伏を定めたポツダム宣言の受諾を、彼が経営していた出版社の実質上のオーナーだった財界人から昨夜のうちに聞いたとのことでした。

日本が間もなく降伏するという宮内さんが入手した極秘情報に、私と泉さんは「えっ」と一瞬息をのみました。

宮内さんは当時、政・財界の動静について左翼きつての情報通だったと思います。軍部情報は秘中の秘のものでした。宮内さんは軍部の動静や戦局についても詳しく、かつ正確だったのです。

たとえば、1944年10月に日本の連合艦隊がフィリピンのレイテ沖海戦で敗北し、制空・制海権を失いましたね。私は宮内さんが得た情報でこの壊滅的な敗北を知りました。8月6日にアメリカが広島に新型爆弾（原爆）を落としましたね。原爆投下については厳しい報道管制が敷かれていたわけだけでも、これも被害の甚大さを含めて、宮内さんから聞いて知っておりました。

だから、日本が降伏するという宮内さんの情報は正確であり、私らはこれを信じたのです。実際にもそうだったのです。

私らは久しく戦争終結を願ってきましたが、それも4、5日で現実になるのです。それは興奮したですよ。泉盈之進さんは立ち上がって

「うん」「うん」と唸りながら、宮内さんに「確かなんだろうね」と何回も念を押していました。私自身その日の夜は、弁護士になってからの出来事が去来して寝つかれませんでした。

戦争が終わって、占領軍によりいわゆる「民主化」政策が行われますと言論・出版の自由はもちろん、活動も自由になります。ポツダム宣言は軍国主義者の追放と、日本に民主主義が復活することを保障していましたので、久しく抑圧されていた日本の社会運動も復活するでしょう。

このポツダム宣言についても、宮内さんがある財界人をつうじてノートに写してきたのですが、私らはこの宣言の条項を読んでおりました。8月11日、私ら3人は平和と民主主義の日本をつくるために頑張ろうと、あらためて決意を固めたのでした。私の戦後に向けての活動は、この日、宮内さんがキャッチした情報を知らされて勇躍はじまったのです。

財界人とはどなたですか。

梨木 ……。名前を申し上げることはさし控えたい。10年前、宮内さんが身辺雑記や交遊録などをまとめた『猫とへちま』（冬樹社、1977年）という題の本を出版しました。彼自身、その本の中では明かしていない。

もしかしたら帆足計さんではないでしょうか。帆足さんは当時、重産協（重要産業協議会）の事務局長をされていたと思いますが。

梨木 ええ。彼は重産協、のちの日産協（日本産業協議会）の事務局長をされていましたね。宮内さんは帆足計さんとは懇意だったと思いますよ。だが、いうところの財界人は帆足さんではない。その財界人は、鈴木貫太郎首相が軍部には内緒で宮中の枢要の人と和平工作に加わった方です。彼がその財界人について語っておられるならともかく、弁護士としての倫理とは別

に私の口からは言えないだろう。

宮内勇と新経済社

わかりました。ところで宮内勇さんは日本共産党のいわゆる「多数派」のリーダーだった方ですね。

梨木 そうです。よくご存知ですね。宮内さんは、その「多数派」の運動により治安維持法違反の容疑で検挙され、1936（昭和11）年12月に懲役4年の刑を受けています。それで私が刑務所に面会に行ったり、のちに釈放の準備を手伝ったりしまして、歳も私と同じ明治40（1907）年生まれということもあって懇意となったのです。

宮内さんはもとは日本共産党の農民部員で、全農全国会議派、これは農民運動の左派ですけれども、この全農全国会議派における共産党フラクションの責任者だったようです。私が市ヶ谷刑務所の未決監に収容されている間に、彼は党中央の指導のあり方についてその刷新を唱えたいいわゆる「多数派」の運動や、日本でも人民戦線的な運動を推し進めようとして検挙されたと承知しています。

河合良成・勇吉兄弟

梨木 私は1938年初めに執行猶予の期間が満了となり、東京弁護士会に再登録して活動を再開しました。私が活動を再開して最初に扱った仕事が宮内勇、河合勇吉さんらいわゆる「多数派」のメンバーの弁護活動だったのです。

少し横道にそれます。これはプライベートに触れないので話してもよいでしょう。話とは河合勇吉さんのことです。河合さんの実家は福井県きつての由緒ある家柄で、名望がありました。私らが当時、資本家階級に対して呼んでいたブルジョアジーなんです。兄弟をながめても長兄は河合良成といって、農商務省の官僚をへて事

業家に転身し、30歳ちょっとで東京株式取引所、現在の東京証券取引所の専務理事に就任され、ほかにも第百生命の社長などいくつも事業経営を行っていました。

河合良成さんは財界の大御所・郷誠之助に可愛がられ、世間では郷誠之助の知恵袋とか側近ナンバーワンといわれていたのです。郷の側近にたとえば小林中、永野護、帆足計らがおりましたが、宮内さんによれば河合さんが筆頭で、“番町会”を仕切っていたとのこと。

河合良成さんは、1946年5月、吉田茂内閣（第一次）の厚相に就任しています。河合さんは1年ぐらいで公職追放となり、閣僚を辞任したのち小松製作所の経営に専念され、会社を世界有数の建設機械メーカーに発展させたのです。私は、弟の勇吉さんが起訴されて豊多摩刑務所に収容されている間、実兄の良成さんから面談を求められ、「どうか弟をよろしく」と頼まれました。

これも不思議な因縁です。日本経済は戦後の1948年以降、芦田・吉田内閣期に不況のどん底に陥ります。優良企業だった小松製作所もご多分に漏れず、いわゆる企業整備を始めました。要するに首きりです。指名解雇として挙げられた労働者に、組合活動家や日本共産党員が多数含まれていて、1948年3月、これが日本労働運動史でも有名ですけれども大争議となったのです。

存じております。企業整備下の労働争議の一典型例として、福島新吾先生の「小松製作所争議（1947年）」（東京大学社会科学研究所編『戦後初期労働争議調査』1971年）などの研究がありますね。

梨木 私は前年のうちに金沢市に転居しておりました。小松市は私の郷里です。私の縁者や知人、友人も小松製作所に勤めていました。だから当然、組合から依頼され、組合側の弁護人

となって河合良成社長とたたかったのです。戦前は弟の勇吉さんの弁護人でした。時代が変わって戦後になり、こんどは実兄の河合良成さんと対峙したわけです。

これも面白い話ですね。

梨木 まあ不思議なめぐり合わせです。ただし、これはあまり面白くない話です。この小松製作所の争議の最中に、1948年6月10日のことですが、こんどは私自身、労使交渉などで立ち入ったこともありまして威力業務妨害・建造物侵入の容疑で検挙されました。これは私にとって二度目の検挙です。

河合良成・勇吉兄弟について、以上に述べたような思い出がありました。私は河合勇吉さんとは戦後ずっと付き合っていました。前回の「旧縁の会」で久しぶりにお会いしたとき、彼は体調があまりすぐれないと言っていたのです。気になっていた矢先、彼は先月（1988年2月3日）亡くなりました。

さて、話を宮内勇さんに戻します。彼は釈放された年か翌年、私は1940年と記憶していますが、彼は新経済社という出版社を設立して、月刊雑誌『新経済』のほか、四季報や年報みたいなものを発行していました。

『新経済』と般若豊

梨木 『新経済』については、統制経済の宣伝や日本産業機構の編成・拡充などを重点にすえた編集を行い、軍部の片棒をかついだのではないだろうが、実際にそうした傾向がありまして、世間からは“統制会の機関誌”とか、“統制経済の理論誌”などと呼ばれていました。軍部関係者の座談会などの記事もあったように記憶する。

この雑誌の創刊に、先ほど名前があがった帆足計さんが一枚かんでいたようですよ。『新経済』は特集記事などでは結構、話題になること

があって、部数も出ていたので経営も安定していたと思います。用紙が統制され、雑誌や新聞の発行が制限されていた当時、雑誌は毎号、きちんと発行されていました。

新経済社は戦時中、ある意味では左翼ないし左翼転向者の溜まり場となっていたと思います。編集者に般若豊(はんにゃ・ゆたか)さんや、のち政治評論家として有名になりました唐島基智三さんなどがおり、編集部の子は緊迫した戦況だというのに談論風発でにぎやかでした。私は宮内さんの新経済社と正式に契約したわけではないけれども、事実上の顧問弁護士となっていて、トラブルなどが起きれば法律の面でお手伝いをしていました。

般若豊さんは新経済社に勤めておられたのですか。

梨木 そうです。般若豊は本名で、ペンネームは埴谷雄高といえます。むしろペンネームのほうが有名ですね。

般若豊さんは、もとは宮内勇さんと同じ日本共産党の農民部員だったということでした。宮内さんは戦後、どういうわけか日本共産党に復帰していないのです。般若さんもそうです。般若さんは、戦前の新経済社に勤めていたときは宮内さんの片腕で、編集長という肩書だったと思います。戦争が終わって、彼が何か新しい文学運動を起こすということで、有名な文学雑誌を創刊して...

『近代文学』ですね。

梨木 そう、『近代文学』を創刊してその雑誌に『死霊』という小説を発表したのです。般若さんはこの小説で、作家として一躍有名になりました。『死霊』という長編小説は、40年近く経った現在もつづいていて、なお未完らしい(笑)

私は当初、般若さんが戦後になって新経済社の編集部を辞めたとは知らなかったのです。

1947年5月の食糧メーデーのころ、私は用事があって中央区築地4丁目の宮内さんの新経済社を訪ねました。そのおり彼に「埴谷雄高って、あの般若さんのこと？」と尋ねたら、そうだというのです。もう本当にびっくりしましたね。『近代文学』は、新経済社の一部屋を借りて発行していたのです。

戦後の新経済社

新経済社は戦後すぐの時期、『新経済』のほか、『社会運動通信』という週刊誌を発行していなかったでしょう。

梨木 ええ、出していたと思いますよ。たぶん岡十萬男(おか・とまお)さんが中心となって編集していた労働組合や社会運動に関する情報誌だったと記憶する。般若さん、すなわち埴谷雄高さんが戦後になって退社したあと、彼の後任で編集長として入社したと聞いています。

私の記憶に間違いなければ、宮内さんと岡十萬男さんは第六高等学校の同窓で、社研(社会科学研究会)の活動でも一緒だったということでした。二人は肝胆相照らす仲にありましたね。

岡十萬男さんは、かつて美濃部亮吉東京都知事のブレーンとなられた方ですね。

梨木 そうです。美濃部知事を誕生させた母体として「明るい革新都政を作る会」という団体が結成されました。岡さんはその会の代表委員をなさっていましたね。岡さんは戦後、美濃部さんのブレーンというよりも、日本社会党や総評のブレーンであり、ご意見番のような存在だったと思います。

これは岡さんとはなんら関係ない話です。戦後、築地4丁目に社屋を構えていた新経済社は、市場通りの角地というとてもよい立地で、茅場町だったかな、駅にも近く事業を行っている経営者なら誰でも手に入れたい一等地でした。何

年かして、新経済社の敷地はどこかの会社に買い上げられ、彼は大儲けしたらしい。彼が新経済社をたたんだのは、それから間もなくのことなんです。

三菱21号館に事務所を設置

梨木 さて、私は宮内勇さんから戦争が4、5日で終わるという極秘情報を聞きまして、翌日から事務所探しを始めました。私の麹町2丁目にあった事務所は、3月10日、例の東京大空襲で焼失してしまいました。それ以来、私は西荻窪・善福寺の自宅に看板を掲げ、あるいは東京弁護士会の控室を事務所がわりに使わせてもらっていたのです。

たんなる法律事務所であれば、場所はどこでもよかったのです。しかし戦後における社会運動の復活を展望し、まずは救援運動の拠点たらしめとするならば、事務所は都心部で、かつ交通の便が良いところでなければならぬ。

最初に友人から紹介された物件は、西銀座に数少く残っていたビルで、仕切れれば三つ四つの部屋ができる広さでした。私は翌日、すぐ契約しようと周旋屋に行ったら、ほんの一寸違いで先を越されてしまったのです。

戦争が終わると政治・経済はもちろん、社会全体がいっせいに動き出します。当時、東京駅周辺や銀座、有楽町、新橋などの都心部は、相次ぐ米軍の空襲により焼け野原となっていて、目立つビルは数えられるくらいでしたよ。経済活動が始まり社会が動きますと、ビル需要が一気に高まります。

賃料も上がりますね。

梨木 そうです(笑)。だから急がなければならぬ。さいわい、私の親しい友人に原谷憲助という小松中学(石川県)時代からの親友がおりました。彼は、帝国酸素日本支社というフランス系の会社の支社長代理のようなポストに

いて、事務所は丸の内3丁目2番地の三菱21号館にありました。私は彼を訪ねて、この三菱21号館に空き部屋がないだろうかと相談したら、彼は一つだけ空いているという情報を教えてくれました。

私は原谷という友人の協力を得て、敗戦の前日、有楽町駅に歩いて2、3分のところにあった三菱21号館の二階に部屋を借りる賃貸契約を結んだのです。三菱地所のビルは当時、東京駅の両側や有楽町駅周辺にいくつもありました。とくに丸の内側のビルは外観がすべて赤煉瓦で、日本の政治・経済の中枢機関が集中していて、交通の便を含めて最高の立地だったので、

再建の拠点となる

青柳盛雄さんの『治安維持法下の弁護士活動』(前出)によりますと、先生の事務所は、自由法曹団や解放運動犠牲者救援会の再建の拠点となっていたそうですね。

梨木 そうです。青柳さんを含め3・15、4・16事件の弁護士は、日本労農弁護士団事件で検挙され、戦時のうちに弁護士の資格を回復しました。けれども私らは“非国民の弁護士”なんて呼ばれて依頼の仕事が少なく、仕方なく神道寛次さんの事務所不動産関係の判例研究をしたり、会社の顧問弁護士みたいな仕事で食いつないでいました。

戦争が終って政治や経済が動き出し、まあ新しい日本が胎動しますと私らもがぜん忙しくなりました。しかし弁護活動を再開するにも拠点となる事務所が必要で、都心部におけるオフィスビルは先ほど話したように米軍の空襲で焼失し、同僚の弁護士も困っていました。だから私の場合は、ほんとうにラッキーだったので、

終戦のその日の時点で、東京のど真ん中に事

事務所を構えていたことにより、三菱21号館の私の事務所は、自由法曹団や解放運動犠牲者救援会の再建の拠点となりました。ある意味で三菱21号館の私の事務所は、戦後における日本社会運動の復活の一つの舞台となったのだと思います。

少し脱線します。青柳さんの『治安維持法下の弁護士活動』に面白いことが紹介されています。日本共産党の本部は代々木にあります。あの敷地は昔は映画館で、岩田英一というもと借家人組合の活動家が戦時中、電気溶接学校兼工場として使っていたのです。彼は敗戦の翌月、弁護を通じて懇意となった神道寛次さんや武藤運十郎さんにもし事務所が必要なら自由法曹団に提供してもよい、と言ってきました。けれども私らが下見をしたところ、建物自体ただっ広く、改築するにも資金がないということで断った経緯がありました。

ところが徳田球一、志賀義雄さんら日本共産党の幹部が10月10日に府中刑務所を出ることが決まりました。そして司法省と交渉の結果、しばらくは北多摩郡国分寺町の自立会に身を寄せることにしたものの、党本部の土地・建物をどうするかということが大きな問題となりました。

それで神道寛次さんが、日本共産党の本部として寄贈してはどうかと岩田英一に提案したらしい。そして、彼が府中刑務所を訪ねて徳田さんに直接、土地・建物の寄贈を申し出たのです。私は10月6日から7日、用事があって府中刑務所に向いて徳田さんや黒木重徳さんと面会し、そのさい徳田さんから党本部の設営については岩田さんから寄贈があったむねの話を聞きました。そして、突貫工事で本部建物の改築が行われ、10月のうちに木造二階建ての本部ができたのです。

自由法曹団の再建

梨木 さて、三菱21号館の私の事務所には泉盈之進、内野竹千代、江森盛弥、藤原春雄さんらかつての救援会のメンバーや、私が4・16事件で弁護した伊藤憲一、高橋勝之さん、それに自由法曹団の岡林辰雄、青柳盛雄さんらが頻繁に出入りするようになり、組織再建に向けた準備が始まりました。

解放運動犠牲者救援会の再建は、10月10日における政治犯釈放の4日前、1945年10月6日のことです。けれども内野さんらは8月中に、もう私の事務所に再建準備会の看板を掲げて活動を始めていたのです。

先に自由法曹団の再建について述べます。団の再建は1945年10月8日のことです。この日、上村進、神道寛次、岡崎一夫、岡林辰雄、青柳盛雄、武藤運十郎、大脇松太郎、そして私の8人が大森ホテル(東京都大森区山王)に集まり、自由法曹団の再建を申し合わせました。1933年9月13日、日本労農弁護士団事件により私ら17名の自由法曹団の弁護士が検挙されて以来、ちょうど12年目になります。かつての仲間に分けて連絡をとったのですが、消息がわからなかったり、復員していなかったりで、当日の出席者はわずか8名でした。

大脇松太郎さんとは、鈴木茂三郎さんと懇意で、かつて日本無産党や東京無産党に入っておられた方でしょうか。

梨木 大脇さんは確かに日本無産党に入っていたと思います。彼は日中戦争が始まった1937年12月、いわゆる人民戦線事件により鈴木茂三郎、加藤勘十、黒田寿男さんらと一緒に検挙されています。

大脇松太郎さんが鈴木茂三郎さんと懇意だったかは知らない。彼は早稲田大学の専門部法律科を出ています。鈴木茂三郎さんも同じ早稲田で、先輩であり、通常以上の関係があったこと

は想像されます。大脇さんは労農派の周辺で活動していましたが、交友関係でいえばむしろ、弁護士仲間の黒田（寿男）さんと親しかったと思いますよ。

さて、私らは10月8日の会合で自由法曹団の再建を確認し、役員として幹事長に上村進さんを選び、布施辰治さんと山崎今朝弥さんには顧問になってもらいました。

なお上村さんに団を代表してもらいましたが、団長とかの名称の役員はこのときは置かなかったのです。だって私らは再建を確認したものの、自由法曹団はなお途上にありました。団の事務所を三菱21号館二階の私の事務所に置くことも、このとき正式に決めました。

翌日、私らは再び会合をもち、自由法曹団における当面の行動綱領を討議ののち採択しました。またこの日、弁護士だけでなく、裁判官や法律家にもひろく呼びかけて自由法曹団を発足させることにし、11月10日に東京会館（東京・丸の内）で再発足大会を開催することを決めました。

自由法曹団の行動綱領については、この本（『自由法曹団物語 戦後編』1976年）に紹介されています。読みますと、1、釈放政治犯人の法律的救援、2、被拘禁政治犯人の調査と釈放、3、一切の人権蹂躪の究明、4、人権蹂躪官憲の具体的調査とその撤廃、5、人権抑圧諸法令の撤廃、6、司法制度の徹底的革新、の六項目で、一言でいえば政治と司法の民主主義をめざすものとなっています。

治安維持法の廃止については掲げていませんね。

梨木 ……。治安維持法の廃止については自明のものとなっていました。10月4日にGHQが「政治的、市民的及び宗教的自由についての制限の撤廃に関する覚書」を日本政府に指令しました。この指令のなかに、治安維持法や国防

保安法の廃止、政治犯の即時釈放、特高警察の廃止などが定められていたのです。思想検事など司法官僚、警察官僚、特高刑事の追放もあげられていたと思います。

だから、治安維持法はそれ自体、その廃止が日程に上り、事実上決着のついた問題だったのです。実際、治安維持法は一週間後の10月15日に思想犯保護観察法とともに廃止され、年表によれば11月21日に明治以来つづいた治安警察法も撤廃されました。

またこれより先、9月2日に陸軍と海軍が解散しています。9月11日には東條英機など歴代の首相をはじめ、戦犯政治指導者がGHQにより逮捕されました。まあ大げさに言えば、近代日本がつくりあげてきた天皇制の弾圧機構が音を立てて崩れたのです。

むしろ自由法曹団の再建でとくに強調したいのは、当日、政治犯として囚われている人全員を即時・無条件に釈放させること、そして治安維持法のもとで暴虐のかぎりを揮った司法・警察官僚の責任を追及して政治の舞台から彼らを追放すること、さらに人権蹂躪の実態をきちんと調査してこれを記録に残すことを確認したことです。

この点は行動綱領でもうたい、出席者全員がこれを確認しました。そしてこれらの問題は、政治・司法の民主主義的な改革と並行してすすめるというのが私らの見解でした。

とくに政治犯の釈放は、最優先の課題として急がなければならない状況にありました。というのも終戦の5か月前、これは戦後になって知ったことです。私が市ヶ谷刑務所で何回も面会した市川正一さんが、3月15日に宮城刑務所で獄死していたのです。また終戦の一週間前、哲学者の戸坂潤が亡くなっているのです。さらに“京都学派”では左派の哲学者・三木清のばあいは、戦争が終わっても釈放されずに、9月26

日に豊多摩刑務所で全身衰弱で亡くなっているのです。

これも、のちにぜひ紹介したいと思っています。じつは神道寛次さんの弟の神道久三(しんどう・きゅうぞう)さんも、戦争が終わってから獄死しているのですよ。

崩れかけた天皇制の国家権力は、政治犯を闇のうちに消そうと思案したと思いますよ。これはうがった見方でもなんでもない。戦争が終わっても全国の裁判所では政治犯に対して、治安維持法による有罪の判決を下していたのです。たとえば中西功さんは9月に治安維持法により死刑の判決を受けています。

自由法曹団の再建時に定めた行動綱領には、このような事情が込められていました。

この点も指摘しておきます。自由法曹団の綱領は青柳盛雄さんが原案を用意して、出席者の全員が意見を述べて、とにかく急いで作成したことは事実です。とにかく急がなければならなかった。だって一両日に、徳田球一・志賀義雄さんら府中刑務所の東京予防拘禁所に収監されていた政治犯が出獄することが決まっていた。

しかも、すでに10月4日以降、横浜刑務所、豊多摩刑務所、千葉刑務所でも政治犯の出獄が相次いでおりました。全国で3000人にも及ぶ大量の政治犯が10月10日までに出獄するわけですから、私らの自由法曹団にしる、解放運動犠牲者救援会にしる、彼らを救援するためにとにかく再建を急がなければならなかったのです。

『勤労者新聞』と『勤労者』

梨木 次に、解放運動犠牲者救援会について簡単に述べておきます。先にお願ひしてありました、勤労者生活擁護協会の機関紙『勤労者新聞』と機関誌『勤労者』は結局、大原研究所には無かったようですね。

ええ。大原社研では逐次文献のばあい、受け入れのつどカードに記録しておりますけれども、原簿となっているその「カード目録」にもありませんでした。占領期の救援運動関係の機関紙で研究所にありましたのは、労農運動救援会の機関紙『救援新聞』だけでした。『勤労者新聞』と『勤労者』につきましては、重要資料として収集に努めたいと思っています。

梨木 解放運動犠牲者救援会は、再建されたのち1945年12月か翌46年1月に勤労者生活擁護協会に改組されています。それは、たんに戦前の治安維持法などによる弾圧犠牲者に対する救援だけでなく、長くつづいた戦争の犠牲者、すなわち傷痕軍人、遺家族、空襲の被害者なども含む、ひろく一般の戦争犠牲者を対象とした組織に広げるべきだ、という内野竹千代さんらの提案にもとづいて改組したのでした。

私の記憶では、解放運動犠牲者救援会が再建されても『救援ニュース』といった戦前の機関紙と同じタイトルの謄写刷りの小さな号外を出したものの、機関紙と銘打った新聞は発行していなかったと思います。

救援会が生活擁護協会に改組されてはじめて、機関紙すなわち『勤労者新聞』と、薄い雑誌型の機関誌の『勤労者』を発行したと思います。とくに『勤労者新聞』の創刊号には救援会の結成経緯や、政治犯の釈放をはじめ結成直後における救援会の活動が詳しく紹介されていたという記憶がありますので、ぜひこの機会に見てみたいとお願ひしたのです。

なお探してみます。

救援会の再建

梨木 この間、『自由法曹団物語 戦後編』(前出)や、日本国民救援会編『嵐に抗して 救援会50年のあゆみ』(1978年)、さらに風早

八十二さんが中心となり、「豊多摩刑務所を社会運動史に記録する会」が出版しました『獄中の昭和史』（1986年、青木書店）などを読み、記憶を確認しておりました。送っていただいた『救援新聞』（再刊第一号）のコピーは大変役立ちましたよ。

戦前における解放運動犠牲者救援会の歴史については、いま挙げました『嵐に抗して』が通史的に紹介しております。先に紹介しました森（正）先生の『治安維持法裁判と弁護士』も詳しい。

さて、救援会が再建されたのは自由法曹団の結成の二日前、10月6日のことです。救援会の本部は当初、自由法曹団のばあいと同じく、三菱21号館の私の事務所に置きました。中心となって再建を準備したのは内野竹千代、泉盈之進、藤原春雄、伊藤憲一、高橋勝之、江森盛弥さんらです。1945年4月、私が出獄の手続きを手伝った同郷の南巖（みなみ・いわお）さんや服部麦生さんもおられたと思います。

8月15日の敗戦の翌日から、私の事務所は、3・15、4・16事件の公判闘争とともに闘ったモベヒ会議のメンバーや、私が主任弁護人となっていた「4・16共青組」のかつて被告だった方々が入り代わり立ち代わり訪ねて来て、ごった返していましたね。代表格の泉盈之進さんが藤原さんや伊藤憲一さんに、梨木が三菱21号館に事務所を構えたことを連絡したらしいのです。そして、世話好きの伊藤憲一さんが四方八方に連絡をとったのでしょう、連絡を受けた皆さんが、省電や都電を乗り継いだりして集まってきたのです。

大原社研では1981年4月、伊藤憲一さんに戦前・戦後初期の活動についてヒアリングを申し入れました。とくに関東労協の結成や、日本共産党における戦後初期の労働組合対策について証言を得ておきたいと思ったか

らであります。伊藤さんは当時、病床にあり、健康を回復してからということだったのですが、その年の秋（1981年10月17日）に亡くなりました。

梨木 昨日話しましたが伊藤さんは「4・16共青組」の被告で、被告団代表のような存在でした。彼は非転向をつらぬき、そのため「4・16共青組」では一番重い懲役4年半の実刑判決を受けています。

伊藤さんは出獄してからも、春日正一さんと日本共産党の再建の活動をやっていたらしい。彼は終戦時、大田区蒲田の石井鉄工所に勤めていたと思います。終戦の何カ月か前、私は用事で彼に会ったのですが、何か様子がおかしかったのです。

何がですか。

梨木 「動いているな」という感じだったのです。要するに伊藤さんは藤原春雄さんや内野さんらと連絡をとりあって、戦後に向けて準備していたのです。このことは戦後になって内野さんから聞きました。

戦後すぐの時期、日本の労働運動において伊藤憲一さんはまことに重要な存在だと思います。彼は当時、徳田（球一）さんから信頼されていた側近の一人でした。日本共産党の最初の労働組合部長は神山茂夫さんでしたが、彼は病気で、事実上伊藤さんが務めていたのですよ。私は1946年2月ぐらいまで、岡林辰雄さんらと弁護士グループのメンバーとなり、日本共産党のオルグとして伊藤さんのもとで労働組合結成の活動をしていました。

救援会の再建大会はどこで開催されたのですか。

梨木 大会と称するものは開いていない。開くにも場所が無かったし、とにかく私を含めて10月10日における政治犯の釈放に向けての準備で多忙をきわめておりました。政治犯の釈放が、

10月4日ぐらいからぼちぼち始まっていて、その受け入れでてんやわんやの状態だったので。内野竹千代さんや伊藤さんなどは、9月中は私の事務所に寝泊まりの状態がつづいていましたね。

だから、政治犯の釈放がある程度区切りがついた時点で、たとえば自由法曹団が11月10日に再発足大会を開催しましたけれども、そのような形で、のちに適当な名称で正式な大会を開催するというので、泉盈之進さんや内野さんが発起人となって呼びかけ、再建を公表したのです。

しかし、再建大会という名称の公式の大会は開いていないようですね。

梨木 ええ。1945年11月7日、神田の共立講堂で解放運動犠牲者追悼全国大会が開かれました。大会は、治安維持法のもとで亡くなった犠牲者を追悼するため救援会が呼びかけて開いたものです。けれども、私の記憶ではこのときの集会在事実上、再建大会であったと位置づけていたと思います。

これも私の記憶では、救援会の再建にあたって自由法曹団と同様に暫定的な、数か条の行動

綱領を決めたと思います。今回、これを『勤労者新聞』で確認したかったのですが、この点はないませんでした。

解放運動犠牲者救援会の名称で実際に活動したのは、せいぜい2か月ぐらいです。救援会は1946年1月15日に勤労者生活擁護協会に改組されています。そして、治安維持法による弾圧犠牲者だけでなく、労働者、農民、勤労市民の解放運動における犠牲者とその家族の救援、さらに救援運動をつうじての国際連帯などの目的で、すなわち新しい時代・情勢のもとで再出発したのです。

この勤労者生活擁護協会の綱領や規約については、これ(『救援新聞』再刊第1号)に紹介されていますね。ところが、この勤労者生活擁護協会もその年のうち、すなわち1946年12月15日に、こんどは労農運動救援会に改組されています。この間におけるそれぞれの団体の結成経緯と活動につきましては、日本国民救援会の50年史『嵐に抗して』(前出)をご覧ください。

(つづく)

平成13年版より、書名が「労働白書」から「労働経済白書」に変わりました。

平成13年版

労働経済白書 (CD-ROM付)

情報通信技術 (IT) の革新と雇用

ITの進展で雇用や働き方がどうかわるのか、アメリカの事例も参考にしつつ分析

厚生労働省 編 A5判並製 352頁 定価：本体2,000円 (税別)

お求め、お問い合わせは
お近くの書店、またはこちらへ

JIL 日本労働研究機構 出版課

〒163-0926 新宿区西新宿2-3-1 新宿モノリス25F
TEL:03-5321-3074 FAX:03-3345-1233 E-mail:book@jil.go.jp